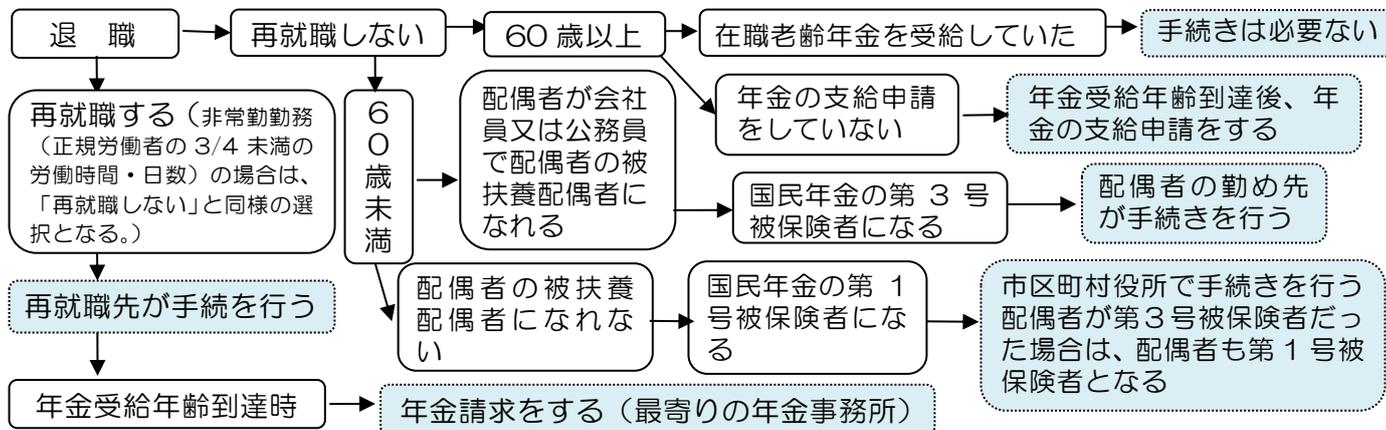


年金請求の手続き

年金は、受給年齢に達すると通知がきますが、請求手続きを行わないと受給できません。請求手続きには、添付しなければならない書類等も多く手間もかかりますので注意が必要です。

1. 年金の手続き



2. (65歳より早く受給できる方)「特別支給の老齢厚生年金」の請求手続きに必要な添付書類
 <すべての方に必要な書類等>

年金請求書	受給権が発生する3か月前頃に国から事前に送付されます。)または、年金請求書(国から事前に送付されない場合/様式第101号)
戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の記載事項証明、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか	ご本人の生年月日を明らかにできる書類 単身の方で、日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、左記の戸籍謄本等の添付が原則不要となります。
受取先金融機関の通帳等(本人名義)	カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が記載された部分を含む預金通帳またはキャッシュカード(コピー可)等 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要です。

<ご本人の厚生年金の加入期間が20年以上かつ配偶者または18歳未満のお子様がいる方>

戸籍謄本(記載事項証明書)	配偶者および18歳到達年度の末日までの間にある子について、請求者との続柄および氏名・生年月日確認のため
世帯全員の住民票の写し 配偶者の収入が確認できる書類/子の収入が確認できる書類(マイナンバーをご記入いただくことで、添付を省略できます。)	生計維持関係確認のため 収入については、所得証明書、課税(非課税)証明書、源泉徴収票等 ただし、子の収入については義務教育終了前は不要。高等学校等在学中の場合は在学証明書または学生証等

<ご本人の厚生年金の加入期間が20年未満で、配偶者の厚生年金(共済)の加入期間が20年以上の方>

戸籍謄本(記載事項証明書)	配偶者について、請求者との続柄および氏名・生年月日確認のため
世帯全員の住民票の写し 請求者の収入が確認できる書類(マイナンバーをご記入いただくことで、添付を省略できます。)	生計維持関係確認のため、収入については、所得証明書、課税(非課税)証明書、源泉徴収票等

<その他 ご本人の状況によって必要な書類等>

請求者の印鑑	代理の方が窓口で請求書を作成される場合に限りです。
年金手帳	基礎年金番号以外の年金手帳をお持ちの場合
雇用保険被保険者証	雇用保険に加入したことがある場合に必要 7年以内であれば再交付可能。

※その他、年金請求に必要な書類は、請求する方により異なる場合・追加となる場合がありますので、事前に申請先の窓口にご相談ください。